

特養利用料金(多床室)

R5.5.1

対象者	要介護度	居住費	食費	介護サービス1割負担	日常生活継続支援加算	看護体制加算		夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	合計金額 (円)		
						I	II						1日合計	1か月合計(30日)	
						市町村民税世帯非課税	第一段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者						配偶者が非課税かつ預貯金等が 単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下	① ② ③ ④ ⑤	0
第二段階 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が80万以下	配偶者が非課税かつ預貯金等が 単身:650万円以下 夫婦:1650万円以下	① ② ③ ④ ⑤	370	390	675 741 812 878 942	36	4	8	13	12	61 67 73 78 84	20 22 24 25 27	12 13 14 15 16	1,601 1,676 1,756 1,829 1,902	48,030 50,280 52,680 54,870 57,060
第三段階① 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が80~120万以下	配偶者が非課税かつ預貯金等が 単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下	① ② ③ ④ ⑤	370	650	675 741 812 878 942	36	4	8	13	12	61 67 73 78 84	20 22 24 25 27	12 13 14 15 16	1,861 1,936 2,016 2,089 2,162	55,830 58,080 60,480 62,670 64,860
第三段階② 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が120~266万以下	配偶者が非課税かつ預貯金等が 単身:500万円以下 夫婦:1500万円以下	① ② ③ ④ ⑤	370	1360	675 741 812 878 942	36	4	8	13	12	61 67 73 78 84	20 22 24 25 27	12 13 14 15 16	2,571 2,646 2,726 2,799 2,872	77,130 79,380 81,780 83,970 86,160
第四段階 上記以外の方 (266万以上)		① ② ③ ④ ⑤	940	1,500	675 741 812 878 942	36	4	8	13	12	61 67 73 78 84	20 22 24 25 27	12 13 14 15 16	3,281 3,356 3,436 3,509 3,582	98,430 100,680 103,080 105,270 107,460
第四段階(2割負担) 本人の合計所得金額が160万以上かつ 年金収入+その他の合計所得金額が 単身世帯:280万以上 2人以上の世帯:346万以上		① ② ③ ④ ⑤	940	1,500	1,350 1,482 1,624 1,756 1,884	72	8	16	26	24	122 134 146 156 168	40 44 48 50 54	24 26 28 30 32	4,122 4,272 4,432 4,578 4,724	123,660 128,160 132,960 137,340 141,720

【その他加算】

- ・安全対策体制加算 20円/入所時1回加算
- ・個別機能訓練加算(Ⅱ) 20円/月
- ・口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110円/月
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50円/月

居住費・食費については、第一～三段階の方は基準負担額が決っています。第四段階の方は施設の設定額になります。
 介護職員処遇改善加算については、少数点第1を四捨五入している為、月単位で計算すると若干差異がでます。
 非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。